



建設工事保険

パンフレット

AIG 損保



建設工事保険

2022.10版

2023年1月1日以降保険始期契約用

建設工事保険

工事現場には様々なリスクがあります。

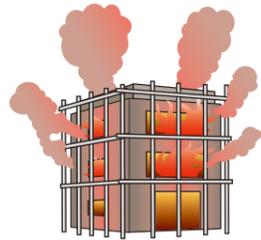
建設工事保険は、建築中の建物に火災・破裂・爆発をはじめとする不測かつ突発的な事故により損害が生じた場合、その復旧費を補償する保険です。近年、建築技術の向上と建物の多様化が進むなかで、工事をとりまく危険はますます複雑になってきています。建設工事保険は、安心して工事が完成できるようサポートします。



たとえばこのような場合 保険金をお支払いします。

— 建設工事保険でお支払いする事故の例 —

*詳しくは、お支払いの対象となる主な損害・お支払いの対象とならない主な損害(P.5)をご参照ください。



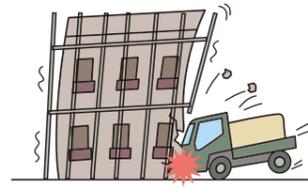
溶接作業中、火花が引火し建築中の建物の一部が焼損した。

損害額 約250万円*



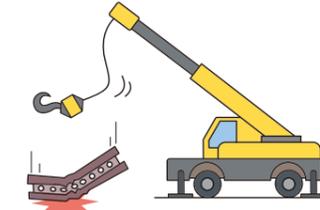
設置した制御盤を仮配線したが、配線を誤り過電流が流れ内部を損傷した。

損害額 約490万円*



誤って車両が建築中の建物に突っ込んで、外壁の一部を破損した。

損害額 約180万円*



鉄骨を吊り上げ中、作業ミスによって鉄骨を落下させ、曲損した。

損害額 約90万円*



工事中の建物のコンクリート板が暴風により崩れた。

損害額 約140万円*



夜間、工事現場でシートをかけて保管しておいた建築資材が盗難に遭った。

損害額 約50万円*

*これらの損害額は一例です。工事の規模や内容によって損害額は変わります。

建設工事保険の特長

- 1 建設工事保険では、ビルや住宅などの建物の建設工事現場における火災・破裂・爆発をはじめとする不測かつ突発的な事故によって生じた物的損害を補償します。
- 2 保険の対象となる工事の目的物などを損害発生直前の状態に復旧するのに直接要する再築、再取得または修理の費用(復旧費)をお支払いします。
- 3 損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(残存物取片づけ費用保険金)をお支払いします。
- 4 事故により保険の対象が損害を受けたために臨時に発生した費用(臨時費用保険金)をお支払いします。
- 5 請負工事の内容によって、ご契約方法をお選びいただくことができます。

個別契約

総括契約

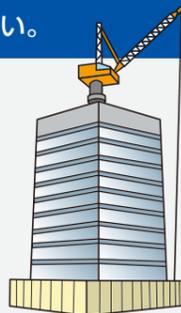
個別契約

詳しくは、P.3~6をご参照ください。

ご契約方法

請け負った工事ごとに保険のご契約をする方法です。その都度、保険料を払い込みいただきます。

- 例 ・JV工事を共同企業体としてご契約する場合
- ・公共工事で保険証券を発注者に提出する場合 など



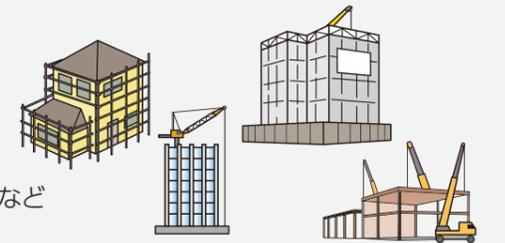
総括契約

(総括契約に関する特約(保険料確定方式)をセット)

詳しくは、P.7~9をご参照ください。

1年間に施工する全ての工事をまとめてご契約いただく方法です。1年間の対象とする全ての工事の保険料をまとめて払い込みいただきます(分割払もあります。)

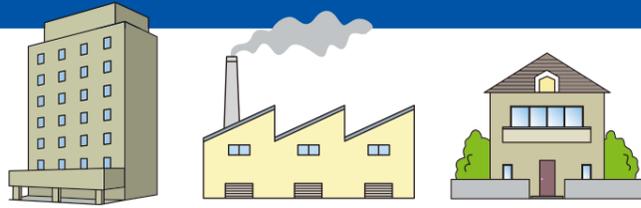
- 例 1年間に請け負う全ての工事を保険の対象としてまとめてご契約する場合 など



個別契約の概要

対象となる工事

ビル、工場、住宅などの建物の建築工事が対象となります
(増築・改築・改装・修繕工事を含まれます。)



⚠ 右の工事はお引き受けして
おりません。

- 解体・撤去・分解または取片づけ工事
- 土木工事を主体とする工事、鋼構造物等の据付、組立工事を主体とする工事
- 建物の基礎工事、電気・ガス・水道などのビル付帯設備のみを施工する工事

保険の対象

工事現場における右の物が
保険の対象となります。

- 1 工事の目的物
- 2 1に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工その他の仮工事の目的物
- 3 工所用仮設物(電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備に限ります。)
- 4 現場事務所、宿舍、倉庫、その他の工所用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品(家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。)
- 5 工所用材料および工所用仮設材

※ 3～5については、その工事専用でない場合には、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれません。
※ 工事現場とは、請負契約書記載の工事の場所です。この工事現場以外に資材置場や仮設建物があり、この工事専用の用途である場合には、申込書に明記して、工事現場に含めることができます。

⚠ 右の物は保険の対象から
除外されますのでご注意ください。

- 据付機械設備等の工所用仮設備(据付費および付帯設備工事費を含みます。)および工所用機械器具ならびにこれらの部品
- 航空機、船舶、水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両
- 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物
- データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物

保険契約者

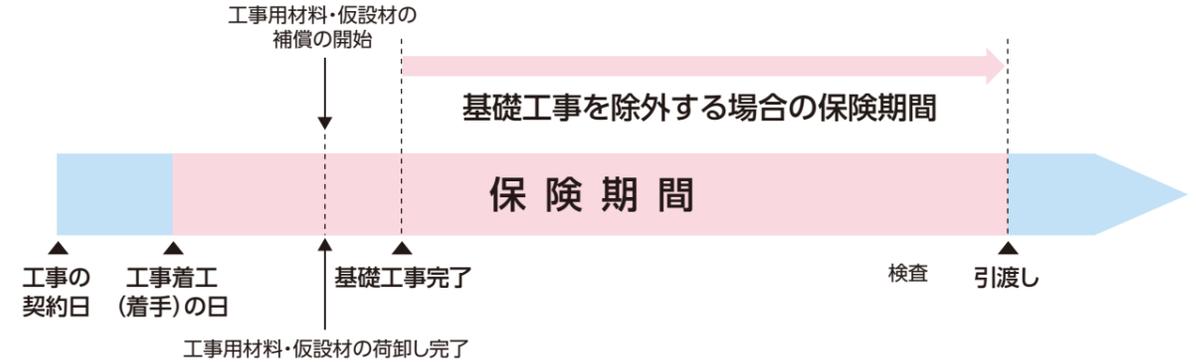
発注者または受注者(請負業者)などの工事関係者が
保険契約者となります。

被保険者

工事業者(元請負業者)、発注者、下請負業者、専門工事業者
などの工事関係者(保険の対象の所有者)となります。また、
工所用仮設物などにリース物件がある場合には、リース業者
(保険の対象の所有者)も被保険者に含めてご契約ください。

保険期間(保険責任期間)

工事着工(着手)の時から工事の目的物の引渡し予定時までを保険期間とし、ご契約ください。



⚠ 右の場合は保険期間
(保険責任期間)が変わります
のでご注意ください。

- 基礎工事を除く場合は、基礎工事完了の時を保険開始日としてご契約ください。
- 工所用材料および工所用仮設材は、保険期間中であっても、工事現場において輸送用具から荷卸しが完了した時から補償が始まります。
- 保険期間中であっても、工事の目的物が引渡された時に補償は終了します。
- 保険期間中に工事の目的物が完成しない場合は、その保険期間の終了前に保険期間延長のお手続が必要です。

保険金額

対象となる工事の請負金額を
保険金額とします。
(消費税を含みます。)

- 支給材料の金額が算入されていない場合は、その金額を請負金額に加算します。
- 基礎工事を除いてご契約される場合、または対象に含まれない工事の金額が算入されている場合は、請負金額よりその金額を除きます。
- 出精値引がある場合は、値引された額を請負金額に加算します。
- 自社物件工事などの請負金額がない場合は、対象となる工事を完成するために必要な金額を保険金額とします。
- 保険金額が請負金額に不足する場合は、その不足する割合によって、お支払いする保険金を削減させていただきますのでご注意ください。
- 保険期間中に請負金額が変更された場合は、保険金額の変更のお手続が必要です。

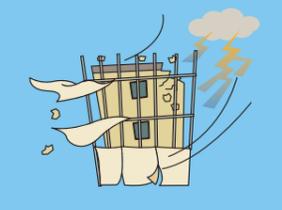
個別契約の概要

お支払いの対象となる主な損害・お支払いの対象とならない主な損害

工事現場において、火災・破裂・爆発をはじめとする「不測かつ突発的な事故」によって保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします（消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。）。

不測かつ突発的な事故とは…次の条件を全て満たす場合の事故をいいます。

- ①事故そのものが偶然かつ突発的に生じたものであること。
- ②保険の対象の性質に基づく損害でないこと。
- ③予測し、予防することができないものであること。

	お支払いの対象となる主な損害	お支払いの対象とならない主な損害
 <p>工事に伴う危険による損害</p>	<p>火災、破裂、取扱の過失などが原因で保険の対象に生じた損害 など</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ●溶接作業中、火花が飛んで塗料に引火し、工事中の建物を焼失した。 ●鉄骨組立中、ボルトの数が足りなかったため、鉄骨が破損した。 ●鉄骨組立中、合図誤認をして鉄骨を落下させた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●工事用仮設材として使用される矢板、杭、H型鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害 ●湧水の止水または排水費用 ●保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用 など
 <p>その他の損害</p>	<p>暴風、落雷、盗難(※)、放火、いたづら、車両の飛び込みなどによって生じた損害 など</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ●台風接近中、強風のため、建築中の建物が倒壊した。 ●暴風により窓ガラスが破損し、雨水により内部が損害を受けた。 ●落雷により建物を一部焼損した。 ●工事現場に保管中の工事用材料が夜間盗難にあった(損害発生後30日以内に知ることができたものに限りませぬ。) ●夜間、放火により建物が全焼した。 ●工事現場に車両が飛び込んで、工事用仮設建物が損壊した。 <p>※盗難とは、強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険の対象の自然の消耗または劣化によって生じた損害 <例>鉄骨の錆、コンクリートのひび割れ ●風、雨、雹、砂塵その他これらに類するものの保険の対象または保険の対象を収容する建物内部への吹込み、浸み込み、漏入または混入による損害 <例>窓ガラス取り付け前、雨の吹込みにより内装に生じた損害 ●寒気、霜、氷(雹を除く。)または雪による損害 <例>寒気によりコンクリートの水分が凍結し凝固不良 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●高潮、洪水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れまたは落石によって生じた損害 ●損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害、残材調査の際に発見された紛失または不足の損害 など

その他のお支払いの対象とならない主な損害

- 保険契約者、被保険者、これらの者の法定代理人または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
- 放射線照射または放射能汚染によって生じた損害
- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- 保険の対象が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害
- 保険料領収前に生じた事故による損害
- 原因を問わず電子データの損失、損害、破壊、変形、消失、破損もしくは改変またはそれらに起因するあらゆる使用不能、機能不全、費用もしくは支出(サイバーリスク補償対象外特約)

お支払いする保険金

損害保険金

損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために直接要する再築、再取得または修理の費用(復旧費)から、免責金額を差し引いた額をお支払いします。

損害保険金

=

損害の額(復旧費)

-

免責金額

損害保険金

- 損害保険金の額は、保険金額(ご契約金額)を限度とします。
 - 保険金額が請負金額(支給材料があるときはそれを加算した額)に不足する場合は、次の算式によって算出した損害保険金をお支払いします。ただし、1回の事故につき、保険金額を限度とします。
- $$\text{損害保険金} = (\text{損害の額(復旧費)} - \text{免責金額}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{請負金額}}$$

損害の額(復旧費)

- 次の費用は、復旧費に含まれません。
 - ①仮修理費(弊社が本修理の一部と認めた部分は復旧費に含まれます。)
 - ②排土・排水費用(弊社が復旧費の一部と認めた部分は復旧費に含まれます。)
 - ③工事内容の変更または改良による増加費用
 - ④保険の対象の損傷復旧方法の研究費用または復旧作業の休止もしくは手待ち期間の手待ち費用
- 請負金額の内訳書に損料または償却費を計上した工事用仮設材、工事用仮設物、工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品については、損害発生時の時価額(再調達価額(注)から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いて算出した額)により損害の額を算出します。
- (注) 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
- 復旧に伴って生じた残存物がある場合は、その時価額を損害の額から差し引いた残額を損害の額とします。
- 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用(弊社が承認したものに限りませぬ。)は、損害の額に算入します。

免責金額

保険契約者または被保険者が自己負担する額のことをいいます。

さらに、次の費用もお支払いします。 損害保険金との合計額が保険金額を超える場合でもお支払いします。

臨時費用保険金

損害保険金の20%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき100万円を限度とします。

残存物取片づけ費用保険金

損害保険金の6%を限度とし、残存物の取片づけに必要な費用の実費をお支払いします。



セットできる主な特約およびその概要

お客さまのご要望に応じて、水災危険補償特約(高潮、洪水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れまたは落石によって保険の対象について生じた損害を補償します。)などの特約がセットできます。詳細につきましては保険の約款をご覧ください。か、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

総括契約(保険料確定方式)の概要

ご契約期間中の
全ての工事を
まとめて
サポートします!

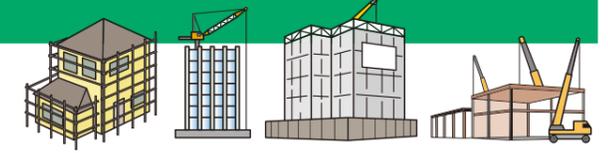


特長

- 1 経営の安定** 建設中に生じる不測の損害による突然の出費を予算化できます。
- 2 安心** 保険期間中(ご契約期間: 1年間)に貴社が施工している全ての対象工事をまとめて補償しますので、保険の手配漏れのご心配がありません。
- 3 簡単** 直近会計年度における対象工事の完成工事高をお知らせいただくだけで年間の保険料を算出できますので、お見積りも簡単です。
- 4 便利** 保険料分割払の場合、口座振替もご利用いただけます。
- 5 効率的** 年間総括契約のため、1工事ごとに保険を手配する必要がありません。ご契約後も、1件ごとに工事内容の通知や保険料の精算をしていただく必要はありませんので、事務処理を効率化できます。
- 6 充実** 工事現場で保険の対象の荷卸作業を開始した時から補償される荷卸危険補償特約と、復旧に必要な急行貨物割増運賃や残業による割増賃金などの費用をお支払いする特別費用補償特約をセットすることにより、充実した補償をご提供します。
- 7 割引制度** 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「建築一式」の総合評定値(P)により、保険料を最大30%割引できる場合があります。

対象となる工事

保険期間中に施工されるビル、工場、住宅などの全ての建物建築工事が対象となります(増築・改築・改装・修繕工事を含まず)。



右の工事は対象となりませんのでご注意ください。

- 解体・撤去・分解または取片づけ工事
- 土木工事を主体とする工事、鋼構造物等の据付、組立工事を主体とする工事
- 建物の基礎工事、電気・ガス・水道などのビル付帯設備のみを施工する工事
- 1工事の請負金額が10億円を超える工事
- JV工事(発注者より一括して発注される場合)

保険の対象

個別契約の概要(P.3)に記載の内容と同じです。

保険契約者

個別契約の概要(P.3)に記載の内容と同じです。

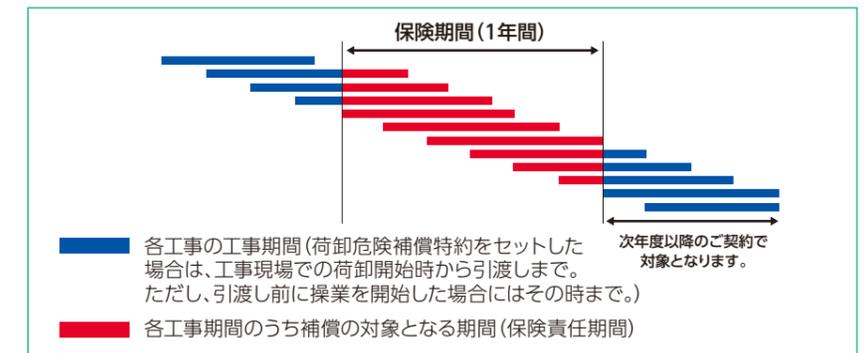
被保険者

個別契約の概要(P.3)に記載の内容と同じです。

保険期間(保険責任期間)

保険期間は1年間とし、保険期間中に発生した事故を補償します。個々の工事ごとの保険責任期間(補償の対象となる期間)は、右の図のとおりです。

また、荷卸危険補償特約をセットした場合は、工事用材料および工事用仮設材を、工事現場において輸送用具から荷卸作業を開始した時から、補償を開始します。



保険金額

保険契約締結時の直近の会計年度(1年間)における対象工事の完成工事高の税込総額を保険金額とします。

- 対象とならない工事の金額が算入されているときはその金額を控除します。
- 対象とする工事を限定してご契約いただく場合(民間発注工事のみなど)は、直近会計年度における工事実績の内訳を対象工事・対象外工事ごとに分類把握できる資料(工事経歴書など)をご用意ください。

確認資料

ご契約の際には、直近会計年度(1年間)における完成工事高の税込総額を確認できる次のいずれかの写しをご用意ください。

- ①損益計算書(完成工事高の記載があるもの)
- ②経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
- ③税務申告書類(建設業以外の業種を兼業していない場合に限りです。)

お支払いの対象となる主な損害・お支払いの対象とならない主な損害

個別契約の概要(P.5)に記載の内容と同じです。

総括契約(保険料確定方式)の概要

お支払いする保険金

損害保険金

個別契約の概要(P.6)に記載の内容と同じです。

損害保険金

=

損害の額(復旧費)

-

免責金額

損害保険金

個別契約の概要(P.6)に記載の内容と同じです。

損害の額(復旧費)

損害の額(復旧費)は、個別契約の概要(P.6)に記載の内容と同じです。また、総括契約(保険料確定方式)では請負金額に算入されていない支給材料に発生した損害は、1回の事故につき50万円を限度としてお支払いします。ただし、支給材料以外の損害額と合わせて請負金額を限度とします。

免責金額

個別契約の概要(P.6)に記載の内容と同じです。

さらに、次の費用もお支払いします。 損害保険金との合計額が保険金額を超える場合でもお支払いします。

臨時費用保険金

個別契約の概要(P.6)に記載の内容と同じです。

残存物取片づけ費用保険金

個別契約の概要(P.6)に記載の内容と同じです。

総括契約に関する特約(保険料確定方式)をご契約の際のご注意

次のいずれかに該当する場合は、総括契約に関する特約(保険料確定方式)でのご契約はできません。別途、保険料暫定方式でのご契約をご案内しますので、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

- 1 新規事業・新規法人など、直近会計年度の完成工事高を把握できない場合
- 2 決算期変更などの理由により、直近の会計年度が1年間でない場合
- 3 保険期間中に施工される対象工事の請負金額の合計額が保険金額を著しく上回るまたは下回ることが既に予定されている場合
- 4 保険金額が50億円を超える場合

その他、ご契約の際には下記にご注意ください。

- 保険期間中に施工される対象工事の請負金額の合計額が保険金額を上回った場合または下回った場合でも、保険料の返還または請求を行いません。
- 保険期間の途中で保険金額の増額または減額をすることはできません。
- 保険期間または保険責任期間を延長または短縮することはできません。
- 保険期間の途中で、保険料の精算をする方式に変更することはできません。
- 保険期間中に生じた損害のみを補償しますので、工事が保険期間終了後まで継続する場合、保険期間終了後に生じた損害については補償されません。公共工事などで発注者(官公庁等)に保険証券を提出する場合、この補償の対象となる期間などが発注者の要件に沿わないことがありますので、ご注意ください。

ご注意事項

お申込みの際、ご注意いただきたいこと

1. ご契約者または被保険者になられる方には損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち下記事項など、申込書の記載事項として告知いただく事項につきまして、ご契約時に事実を正確にご回答いただく義務があります。
 - 工事名、工事現場(所在地)、発注者、請負金額、支給材料の有無およびその金額、工事期間
 - 構造、延床面積、基礎工事を含む・含まない
 - この保険契約と同一の損害を補償する他の保険契約の有無(共済契約を含みます。) など
2. 上記の告知いただく事項について、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なる告知をされますと、保険金をお支払いできない場合やご契約を解除(注)させていただく場合がありますので、ご注意ください。(注)解除とは、弊社の意思によって、ご契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。
3. 上記告知につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にご連絡ください。弊社の取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約締結の代理権および告知受領権を有しています。

ご契約後にご注意いただきたいこと

1. 保険証券は大切に保管してください。保険証券は、ご契約の内容を記載している重要な書類です。保険証券の表示内容および添付されている普通保険約款・セットされる特約をご確認のうえ、大切に保管してください。
2. ご契約後、下記に該当する事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご連絡ください。通知されなかった場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、損害発生の可能性が著しく増加した場合は、ご契約を解除させていただく場合があります。
 - 保険証券記載の施工者を変更する場合
 - 工事を追加、変更、中断、再開または放棄する場合
 - 設計、仕様または施工方法を著しく変更する場合
 - 「保険申込書」の記載事項のうち※を表示した項目の内容に変更を生じさせる事実が発生する場合
 - 普通保険約款またはセットされる特約において、通知するよう定められた事実が発生する場合また、次の場合も遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご連絡ください。
 - 保険証券記載の住所または通知先を変更した場合
 - 保険金額に変更が生じた場合
 - 保険の対象を譲渡する(した)場合(注) など(注) 保険の対象が譲渡されますとご契約は失効し、その事実が発生した時以降、ご契約の全部または一部の効力が失われます。(詳細については「保険の約款」をご確認ください。)
3. 弊社は、リスク実態を適切に把握する必要があるため、保険の対象または工事現場を調査させていただくことがあります。また、調査の際、事故発生のおそれ大きいと認められる場合には、弊社は保険契約者または被保険者ご自身の費用で事故発生を防止するために必要な措置をとることを請求することがあります。正当な理由がなくこの調査・請求を拒まれた場合には、ご契約を解除させていただいたり、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご了承ください。

保険料の払込みについて

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込みいただく一時払と、複数の回数に分けて払い込みいただく分割払があります。また、払込手段につきましては、口座振替方式などがありますので、お客さまのご希望にあった払込方法・払込手段をお選びください。詳しくは取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の業務・事務の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

事故が起きた場合

1. 万一、事故が起きた場合には、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご連絡いただき、その後の処理についてご相談ください。なお、その損害が拡大しないように適切な対応を行ってください。
2. 損害賠償責任を補償する保険金(特約)に関する事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を被害者に対して承認しようとする時は、必ず事前に弊社へご通知いただき承認を得てください。その際に、弊社は、被害者との示談、調停等の法律行為を行うことができませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決にあたるための助言、協力を行うことができます。弊社の承認のないまま被害者に対して損害賠償金額の全部または一部を承認された場合は、保険金をお支払いできない場合があります。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは